

# 相対型電子貸付取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、相対型電子貸付取引についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）の利用に関する基本的な事項を定めるものとする。

(電子借入申込および返済の方法)

第2条 日本銀行との間で日銀ネットを利用して相対型電子貸付取引を行う先（以下「オンライン相対型電子貸付取引先」という。）は、相対型電子貸付の借入の申込（以下「相対型電子借入申込」という。）を行う場合には、日銀ネットを利用するものとする。

2. オンライン相対型電子貸付取引先は、相対型電子借入申込を取消す場合には、日銀ネットを利用するものとする。
3. オンライン相対型電子貸付取引先は、返済期日に相対型電子貸付の返済を行う場合には、当該返済期日に、日銀ネットを利用して、貸付金額に貸付金利息を加えた金額について自己の当座勘定を引落し、これにより当該金額を支払うことを申出るものとする。
4. 前項の返済の申出は、取消すことができない。

(事務処理の通知)

第3条 日本銀行は、相対型電子借入申込を承諾して貸付を行った場合または返済期日に返済を受けた場合その他の場合において、日本銀行が別に定めるときは、オンライン相対型電子貸付取引先に対し、日銀ネットによりその旨を通知する。

2. オンライン相対型電子貸付取引先は、前項の規定による通知の内容について異議のある場合には、直ちに日本銀行にその旨を連絡するものとする。

(照会)

第4条 オンライン相対型電子貸付取引先は、その相対型電子貸付取引に関する事項で日本銀行が別に定めるものについては、日銀ネットを利用して照会すること

ができる。

(手数料の支払義務)

第5条 利用金融機関等は、相対型電子貸付取引についての日銀ネットの利用に関して、日本銀行が別に定める手数料を、日本銀行が別に定める方法により支払うものとする。

(日銀ネット障害時等の取扱い)

第6条 日本銀行は、日銀ネットの障害等によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または利用金融機関等にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

(所要事項の決定等)

第7条 日本銀行は、相対型電子貸付取引についての日銀ネットの適切な利用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

(解約等)

第8条 日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに当該利用金融機関等との相対型電子貸付取引についての日銀ネットの利用に関する約定を解約し、または当該利用金融機関等による相対型電子貸付取引についての日銀ネットの利用を一定期間制限することができる。

(1) 利用金融機関等がこの規則に違反したとき。

(2) 利用金融機関等が第6条の規定により日本銀行が指示した事項に違反したとき。

(3) 利用金融機関等が前条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき。

(4) 相対型電子貸付に関する基本約定第14条第2項各号に掲げるいずれかのとき。

(5) 利用金融機関等が日本銀行金融ネットワークシステム利用基本規則（以下「利用基本規則」という。）に違反したとき。

(6) 利用金融機関等が利用基本規則第10条の規定により日本銀行が指示した事項に違反したとき。

(7) 利用金融機関等が利用基本規則第11条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき。

(8) その他相対型電子貸付取引についての日銀ネットの円滑な利用を阻害するおそれがあると日本銀行が認めたとき。

(規則の改正)

第9条 日本銀行は、相対型電子貸付取引についての日銀ネットの適切な利用を確保するため、必要がある場合には、この規則を改正することができる。